

## 平成29年度 第4回 小樽市コンプライアンス委員会の議事録

1 日 時 平成29年12月13日(水) 14時～15時

2 場 所 市役所本館2階市長応接室

3 委員出席者(敬称略)

委員長 山口 均  
副委員長 結城 洋一郎  
委員 鹿角 健太

4 市の出席者 総務部コンプライアンス推進室長ほか

5 議 題

(1) 公益(目的)通報について

①公益目的通報(受付番号15)

②公益通報(受付番号16)

③公益目的通報(受付番号17)

④公益通報(受付番号18)

(2) その他

6 議事概要

(1) ① 平成29年10月11日受付の公益目的通報「内部通告に関する守秘義務違反・公益通報者保護法違反」について、小樽市長宛てに同様の調査依頼があり、すでに市において、事実確認、法令解釈等必要と思われる調査が行われていることから、委員会として調査する必要性がないことが決定された。

② 平成29年10月23日受付の公益通報「色内物揚場における観光船係留について」について、対象部局から提出された意見陳述書等の資料に基づき調査を行った結果、以下のように決定された。なお、通報書には「色内物揚場」とあるが、正しくは「港町物揚場」であることが確認された。

●管理使用条例でいう「物揚場護岸」とは、第1期運河と第2期運河以外の物揚場と護岸の総称として、取り扱っており、小樽市では、「物揚場」も「護岸」も管理使用条例上「物揚場護岸」に位置付けている。

当該船舶は、管理使用条例第3条第3項の規定に基づく小型船舶で、1ヶ月を超える期間継続して物揚場を使用することから、同条例第3条第4項の「第1項の許可に代えて、使用の登録を受けなければならない」との規定により、使用登録することが妥当であり、条例違反は認められない。

したがって、使用料の算定についても、本件は、同条例第3条第4項の規定に基づき使用登録していることから、管理使用条例別表の「(1) 係留施設使用」「エ漁船及び雑種船を除くその他の船舶であって、ヨット、モー

ターボートその他これらに類するもの」「(1) 第3条第4項の登録を受けたもの」を適用することが妥当であることが確認されたことから、調査結果を「通報対象事実なし」とすることが決定された。

③ 平成29年11月3日受付の公益目的通報「小樽港高島漁港区内の建築物の調査について」について、通報者から通報を取り下げの旨、申し出があり、委員会としても調査する必要性がないことが決定された。

④ 平成29年11月22日受付の公益通報「集団早帰り」について、事務局から説明がなされ、正式に受理することが確認された。

調査の必要性の有無については、通報者が匿名であり、証拠書類の提出について連絡することができないことにより、通報対象事実の存在が確認又は類推することができないことから、「調査の必要性なし」とすることが決定された。

(2) 平成29年1月26日受付の公益通報及び平成29年3月27日受付の公益目的通報の是正措置の進捗状況について、報告がなされ、現状が確認された。